



JTUC-TOKUSHIMA 連合徳島

vol. 297

〒770-0942 徳島市昭和町3丁目35の1
徳島県労働福祉会館内
tel. 088 (655) 4105
fax. 088 (655) 4113
E-mail info@tokushima.jtuc-rengo.jp
http://tokushima.jtuc-rengo.jp/

発行：日本労働組合総連合会徳島県連合会

編集責任者 島 和 久



当面の日程

- ◎10月16日(火) デーセントワーク行動デー (JR徳島駅前)
- ◎10月17日(水) 18期ボランティア・サポートチーム 養成講座(労働福祉会館502号室)
- ◎10月21日(日) 連合徳島・3地協合同秋の大運動会 (徳島市民吉野川運動広場多目的広場A)

働き方改革・最低賃金改定の周知

労働福祉団体と西日本豪雨災害救援カンパ活動を実施



連合徳島をはじめ、労働福祉5団体救援カンパ活動



県民にアピールする弁士ら

「クラシノソコアゲ応援団! RENGOKYANBEI」徳島駅前行動を2018年9月19日にJR徳島駅前で開催し、働き方改革・最低賃金・西日本豪雨災害救援カンパなどをテーマに連合徳島各構成組織をはじめ労働福祉6団体から42人が参加し、街頭宣伝・最低賃金のピラ配布・カンパ活動を行った。

冒頭、連合徳島事務局長から、西日本豪雨災害被災地支援カンパへの協力を呼びかけたあと、「人事院は8月10日、政府と国会に対して、2018年度の家賃増と公務員の月例給を655円(0.16%)引き上げ、一時金の支給月数を0.05カ月増とする勧告を行った。これは、2018年春季生活闘争における民間の妥結状況における民間の妥結状況を踏まえたものであり、月例給および一時金のいずれも5年連続の改善となったことは評価できる。社会全体に賃上げを波及させるべく、政府と国会は勧告どおり早期の給与改定を実施すべきである。また、大きな社会問題となっている過労死については、2019年4月1日から、罰則付きの時間外労働の上限規制や労働時間の客観的な把握等が施行されることになった。過労死ゼロに向けて、『過労死等防止対策推進法』に基づき策定された『過労死等の防止のための対策に関する大綱』が見直され、勤務間

賃金のピラ配布・カンパ活動を行った。

冒頭、連合徳島事務局長から、西日本豪雨災害被災地支援カンパへの協力を呼びかけたあと、「人事院は8月10日、政府と国会に対して、2018年度の家賃増と公務員の月例給を655円(0.16%)引き上げ、一時金の支給月数を0.05カ月増とする勧告を行った。これは、2018年春季生活闘争における民間の妥結状況を踏まえたものであり、月例給および一時金のいずれも5年連続の改善となったことは評価できる。社会全体に賃上げを波及させるべく、政府と国会は勧告どおり早期の給与改定を実施すべきである。また、大きな社会問題となっている過労死については、2019年4月1日から、罰則付きの時間外労働の上限規制や労働時間の客観的な把握等が施行されることになった。過労死ゼロに向けて、『過労死等防止対策推進法』に基づき策定された『過労死等の防止のための対策に関する大綱』が見直され、勤務間



JR徳島駅前前で災害救援カンパを呼び掛ける

インターバル制度の導入企業割合を2020年までに10%以上とするなどの数値目標が盛り込まれる」と述べた。

続いて、民間大手部会新居部会長、徳島県中小労働対策本部原田議長、(公財)徳島県勤労者福祉ネットワーク杉本専務理事、国民民主党徳島県総支部連合会庄野代表から、徳島県の地域別最低賃金、働く者のための働き方改革、労働福祉団体の事業説明と取り組み、県政の取り組みと国民民主党の政策を述べるとともに、カンパの協力を呼びかけた。



避難所運営での心構え学習様子



HUG(避難所運営ゲーム)体験

連合徳島ボランティア・サポートチーム(VST)養成講座の第4回「避難所運営ゲーム(HUG)講座」を2018年9月29日に、北島町にある徳島県防災センターにて開催し、構成組織

この日に寄せられた救援カンパ金は、14,546円となり、8月21日の第1回のカンパ活動では15,727円、8月25日の第2回のカンパ活動での13,346円が集まり、あわせて43,619円が集められた。これらのカンパ金は連合本部に一括集約され、被災地である岡山県・広島県・愛媛県各県知事および連合が行う救援ボランティア活動費用に充当される。

等から20名が参加して避難所運営のシミュレーションをおこなった。

まず、徳島県防災人材育成センターの田中課長補佐より、地震のメカニズムと徳島県内の南海トラフ巨大

地震での津波被害予測、熊本地震での避難所運営事例、避難所開設重要点が説明された。その後、①グループ内で総務・避難者管理・情報・食料物資等の担当者を決める②静岡県危機管理部が考案したHUGを使いカードに記載されている住所・氏名・年齢・家族構成・配慮情報を総務担当者が読み取り、情報を全員が把握して、避難所である学校の敷地・教室の見取り図に避難者を誘導(カードを配置)していく③カードの

NPO法人徳島労働安全衛生センター 徳島県中小労働対策本部 「労働安全衛生をめぐる世界の状況」について合同学習

2018年9月7日に徳島県労働福祉会館502号室にて、NPO法人徳島労働安全センターと徳島県中小労働対策本部の「2018秋季合同学習会」が開催され、各構成組織・団体から32名が参加した。

冒頭、NPO法人徳島労働安全センター新居理事長の挨拶で始まり、全国労働安全センター連絡協議会古谷事務局長より、「労働安全衛生をめぐる世界の状況」と題して講演。

州をはじめアメリカ等の労働組合が主体となった労働安全衛生委員会の取り組みを説明。また、インド・ポバル災害(農薬工場MICガス漏洩)や各国の災害事故、職業病、被災者への損害賠償事例などを紹介。その他、世界のベスト生産と消費状況、日本の石綿対策全国連絡会議(BANJAN)が発足以来、アジアでのネットワーク形成を促進し、労災被害者とその家族、労働者(職場)、市民(地域社会)のエンパワーメント及



全国労働安全センター連絡協議会古谷事務局長が講演



各団体から32人が参加

びよりよい労働安全衛生環境づくりが実現されたことを取り上げた。また、「労働組合運動の一環として、安全・衛生・持続的な職場環境の整備が必要であ

り、使用者側の義務や責任だけでなく、労働者側にも知る権利・緊急避難する権利・参加する権利が大切である」と述べた。

最後に、徳島県中小労働対策本部原田議長は、「本講演で学んだ事を受けとめ、労働安全衛生の知識を職場で積極的に活用し、安全で安心して働く職場の構築に努めていただきたい」と述べ閉会した。

中には、仮設トイレや水、食料等の避難物資が輸送の情報記載もあり、何処へ設置し保管するのかを相談して決定していく④難しいものには、乳幼児や高齢者、病状、動物持ち込み等の避難者情報は計画的かつ配慮が必要という手順で学んだ。シミュレーションとは言葉、実際の避難所現場では時間を問わず、また、大勢の避難者が訪れるので時間をかける事はできないため、この避難所運営のシミュレーションが重要であり、今後もHUG講座を取り入れて一人でも多くの参加者に経験を通じてもらうことが大切であることが理解できた。



各構成組織から42人が参加

女性委員 職場の各種ハラスメントをテーマに学習

連合徳島女性委員会・青年委員会合同学習会を女性就業支援全国展開事業の協力を得て2018年9月22日労働福祉会館502号室で開催し、各構成組織から42人が参加した。学習会は、臨床心理士・メンタルサポート アレーズ代表、伊藤厚子氏を講師に、ハラスメントのない職場づくりをテーマに講演を受けた。講演では、「これからの人口減少社会への移行を考えると、多様な人材が、家庭・職場・地域社会等の様々なステージで、その持てる意欲・能力を十分に発揮していくことが必要であり、そのための環境整備は喫緊の課題である」とした上で、その大きな阻害要因となつて

いるのが、各種の「ハラスメント」であり、今回は職場における「パワハラ・セクハラ・マタハラ」に主眼を置いた内容であった。職場等の相談窓口に寄せられるもので、最も多いテーマは「パワハラ」であり、その相談件数も右肩上がりである。パワハラによる悪影響は、従業員の心身への長期にわたるダメージ、職場環境の悪化を招き、モラルハザードから生産性低下・業績悪化・人材流出の負のスパイラルを招き、コンプライアンス上の問題から会社等の存続の危機につながる、など枚挙にいとまがない。パワハラ「の概念」や「行為類型」の基本的な事項を確認し、ケーススタディ

のVTRを見たり、裁判となつた事例の概要を聞いたりしながら、「パワハラとない指導」のポイントを確認し、「パワハラ」の起る原因、「その」予防・対応策」の確認、そして「今後の課題の確認」について学習することができた。



徳島県 最低賃金

平成30年
10月1日から
〈時間額〉

766円



今年も
変わります！



チェック しなくちゃ。 最低賃金

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



最低賃金に関する特設サイト WEBで確認！
<http://www.saiteichingin.info/> 最低賃金制度 検索



最低賃金に関するお問い合わせは
徳島労働局または最寄りの労働基準監督署へ
徳島労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/>

チェックの方法は？

✓ チェックしたい賃金を時間額にして、
最低賃金額(時間額)と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※)

- 時間給の場合 $\frac{\text{時間給}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$
- 日給の場合 $\frac{\text{日給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1日の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$
- 月給の場合 $\frac{\text{月給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1か月の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$
- 上記1,2,3が組み合わさっている場合
例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合
① 基本給(日給) → 2の計算で時間額を出す
② 各手当(月給) → 3の計算で時間額を出す
③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金(臨時手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥臨時手当、通勤手当および家族手当
(※2)日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合 日額に換算した額 ≥ 特定最低賃金額
(※3)詳細な計算方法や、歩合給の場合のみの計算方法は労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

最低賃金制度って何？

✓ 働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されるんです。

賃金の引上げを支援します。

中小企業
事業者の
皆さんへ

業務改善助成金
生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。詳しくはWEBで確認！ 業務改善助成金 検索 業務改善助成金 <https://www.mhlw.go.jp/gyomukai/en/>

専門家による無料相談を実施しています
賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
働き方改革推進支援センター <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0900198331.html>



リサイクルマーク

14310-01